

【陳情書】

令和7年2月13日

松戸市議会議長

団体名 松戸市介護支援専門員協議会
代表者 会長 藤井 智信
代表者連絡先 五香松飛台地域包括支援センター
047-385-3957
事務局所在地 松戸市高塚新田488-9
(松峰苑居宅介護支援事業所内)

介護支援専門員の処遇改善に関する陳情

(陳情趣旨)

2025年、団塊の世代約800万人全員が後期高齢者となる年を迎え、松戸市における認知症高齢者、要介護認定者の大幅な増加が見込まれる2040年も目前に迫っております。

現行の介護保険制度下において、松戸市で介護サービスを利用する要介護認定者のほぼ全員と言える方が介護支援専門員による支援を受けているところではありますが、介護保険制度の中心的な役割を担う介護支援専門員の平均年齢は現在53歳を超え、松戸市においては4人に1人が60代以上という実態がアマス。中核を担っている世代が高齢となり今後次々に引退する可能性を鑑みると、数年のうちに介護支援専門員の総数が急激に減少し、介護支援専門員不足に伴い介護サービスを適正に利用する事の出来ない市民、いわゆる「介護難民」が急増する危険性が容易に想像できるところまできております。

全国的にも介護支援専門員の人材不足が叫ばれる中、東京都が先駆けて介護支援専門員への処遇改善手当支給を決定しました。さらに江戸川を挟んで東京都と近接している千葉県内の東葛北部地区各市の流山市、野田市、柏市なども人材流出のリスクに対処するため介護支援専門員への処遇改善手当の支給を開始しました。

松戸市においても介護支援専門員の処遇に対し今策を講じなければ県外、近接市町村への人材流出も相まり、介護支援専門員の人材確保が更に困難となることは間違いなく、介護サービスを必要とする市民に不利益を与えることも必至であります。

松戸市民が安心して高齢期を迎え、介護が必要になっても必要なサービスを遅滞なく適正に受けることのできる“みんなで築く福祉のまち松戸”を守るため「介護支援専門員の処遇改善」について陳情いたします。

(陳情事項)

- 1, 事業種別により区分されない松戸市で就労する介護支援専門員を対象とした処遇改善手当の継続的支給
- 2, 介護支援専門員法定研修に係る研修受講のための費用助成
- 3, 介護支援専門員の人材定着及び新たな人材確保のための体制構築